

函館市監査公表第11号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年4月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

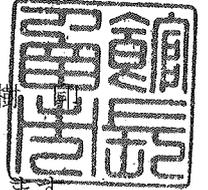
函館市監査委員 松 宮 健 治

函 市 民
平成30年4月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	市民部		
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他（ ）		
監査等実施期間	平成29年8月31日～平成29年11月13日	講評日	平成29年11月14日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市女性センター 団体名 につぼん生活文化楽会		
<u>指摘事項</u> 、意見・要望事項			
指定管理者は、文化・教養講座および料理教室の開催に際し実費相当分として受講者から教材費を徴収しているが、収入経理することなく、需用費（材料費）を当該徴収金で相殺して支出経理していたほか、講座等の講師が立て替えて行った材料の調達費用について、購入内訳等を確認せずに、受講予定者の教材費総額にて当該講師に支払っていたことから、総計予算主義の原則に従うとともに、適切な事務の執行が図られるよう、指定管理者への指導を徹底されたい。			
措置内容、対応・考え方等			
文化・教養講座および料理教室の開催に際し、受講者から徴収する教材費については、指定管理業務に関する収入に、また、講師へ支払う材料費については支出で経理するよう指導し、平成30年度は収支計画書にそれぞれ予算計上したところであります。また、講師が立て替えて行った材料の調達費用については、指定管理者による購入内容等を確認のうえ、実費分を支払いすることを徹底し、適切な事務執行に努めてまいります。			